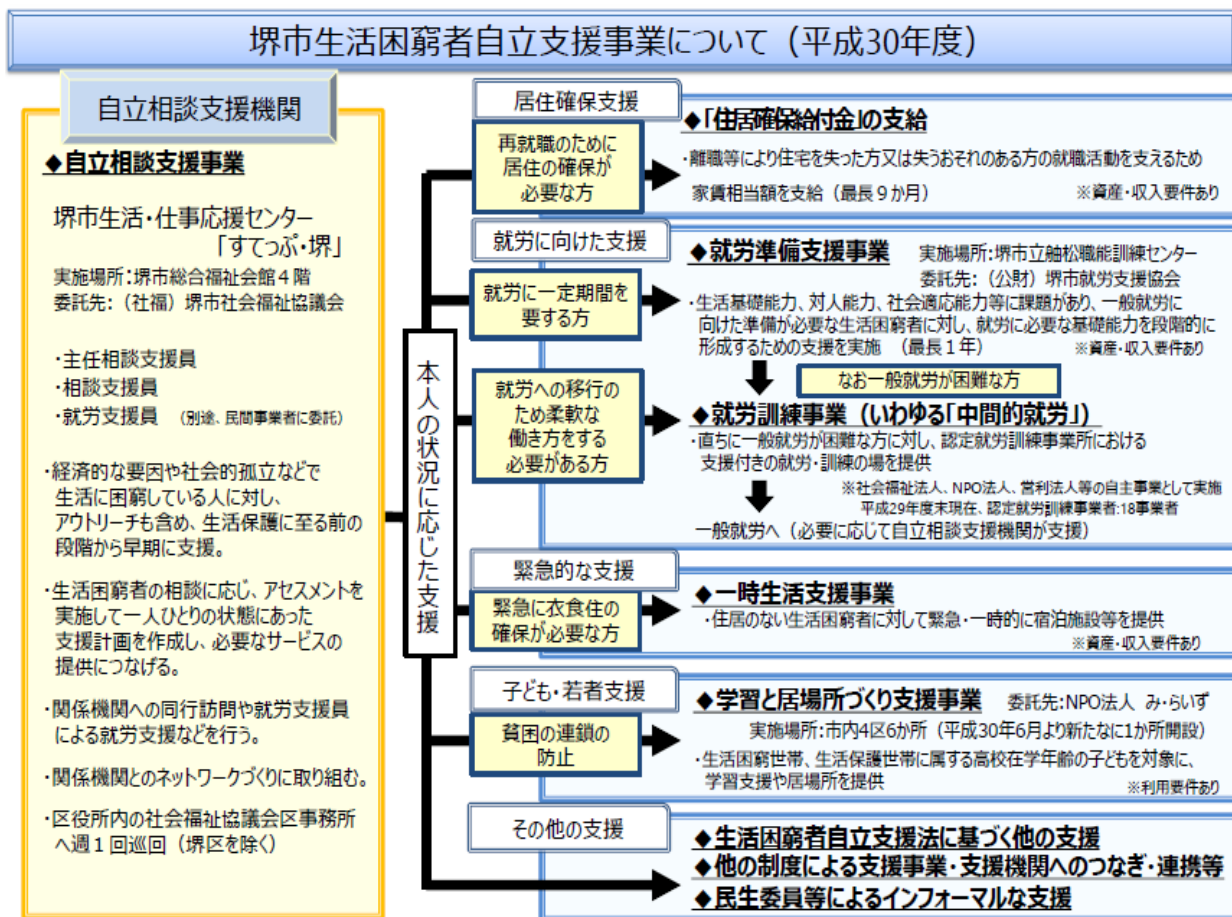


堺市生活困窮者自立支援事業の取組について

【概要】

平成27年4月1日に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、経済的要因や社会的孤立などで生活に困窮している人を対象に、生活困窮状態からの脱却を図るための総合的な支援を実施。



【自立相談事業における実績】

	新規相談総件数	支援実施延べ件数	就労支援件数	就労決定件数	就職決定率
平成 27 年度	1,202 件	9,306 件	120 件	104 件	86.7%
平成 28 年度	1,097 件	8,923 件	107 件	92 件	86.0%
平成 29 年度	1,962 件	8,908 件	116 件	92 件	79.3%

【法改正】

生活困窮者の一層の自立の促進を図るため、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」が、平成30年6月8日公布。

【主な改正内容】

● 生活困窮者の自立支援の基本理念・定義の明確化

「生活困窮者の尊厳の維持を図り、就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期の支援を行われなければならない」という基本理念が明記。

また、生活困窮者とは、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義。

● 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

自治体における福祉や就労、教育、税務、住宅等の関係部局が生活困窮者を把握したときは、本事業等の利用勧奨を行うことが努力義務化。